

## 第2部 次期神戸市障がい者保健福祉計画

## 第2章 基本理念・基本目標（案）

## 1. 基本理念

障がいのある人であっても、自らの意思決定に基づき、住み慣れた地域の中で、共に支え合いながら、安心して暮らし、活躍できる“こうべ”をみんなで作っていきます。

## 2. 基本目標

## ◆基本的人権・自己決定権の尊重

障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔られることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に暮らすことのできる社会の実現をめざしていきます。

また、障がいのある人が、福祉サービスや住まい、医療を含め、自分の生活を自らの意思で選択することができるよう支援し、障がいのある人の意思決定を尊重しながら取組みを進めます。

## ◆高齢化や重度化等への対応

障がいのある人の高齢化や重度化が進むなか、地域のなかで安心して住み続けていくためには、親が亡くなった後や家族による支援が難しくなった場合も含めた支援が必要です。

そのため、身近な地域に住まいが確保され、地域において一人ひとりの状況に応じた福祉や医療サービスを受けることができ、高齢化や重度化、『親なき後』を見据えた暮らしを支える支援に取組みを進めます。

## ◆地域包括支援体制の構築

障がいのある人をはじめ、さまざまな困難を抱える方が、地域のなかで安心して住み続けられるようにするためには、障がい、高齢者、子どもといった分野ごとではなく、分野を超えて協力し取組みを進めていく必要があります。誰もが身近な地域に住むことができ、地域において一人ひとりの状況に応じたさまざまな福祉や医療サービスを一体的に受けられるよう支援し、安心して地域で暮らし続けられる体制をつくっていきます。

## ◆社会的障壁の除去、共生社会づくり

障がいのある人が生活や社会参加をするにあたっての社会的障壁を除くため、差別解消や権利擁護、啓発活動を推進し、障がいのある人もない人も自分らしく、ともに学び、働き、暮らすことができ、個人の能力や適性に応じて活躍できる社会をつくっていきます。

## 第2部 神戸市障がい者保健福祉計画

### 第3章 実現に向けた施策（案）

#### 1. 生活支援サービスの充実

---

##### 〈課題〉

- ・相談できるところが少なく、セルフプラン率が高い。相談窓口を知らない人も多い。
- ・日中活動支援事業所からの情報提供・アドバイスが少ない。
- ・地域生活のためには、医療が不可欠であるが、障がいの特性に応じた医療を受けにくい。
- ・高齢の親と障がいのある子どもと一緒に生活できる場がない。
- ・介護と障がいで相談が分かれており、高齢の親と障がいのある子どもの家族全体のケアができない。
- ・介護者の就労継続を確保出来るようにするべきである。

##### 〈施策項目〉

- ・相談対応の充実
- ・各種サービスの充実や質の向上
- ・障がい者医療の充実
- ・多様化するニーズへの適切な対応
- ・介護離職の防止

#### 2. 地域移行・地域生活のための支援

---

##### 〈課題〉

- ・それぞれの障がい特性に応じたグループホームが少ない。
- ・グループホームで自立して暮らしたくても、地域に資源が少なく、選択することができない。
- ・施設入所者が地域での1人暮らしを練習できるように、ガイドヘルプを活用できないか。
- ・障害者地域生活支援センターのことを知らない人が多い。
- ・障害者地域生活支援センターや障害者支援センターなどの役割分担がわからない。
- ・障がい者の見守り体制を充実させていく必要がある。
- ・感染症にかかった時の対応方法について周知できていない。
- ・災害時の対応方法、福祉避難所について周知できていない。
- ・災害時の個別避難計画をたててもらいたい。

##### 〈施策項目〉

- ・施設入所者の地域移行
- ・長期入院の精神障がい者の地域移行
- ・地域移行を支えるサービス基盤の確立
- ・精神障がい者の地域包括ケアシステムの構築
- ・感染症対策、災害時の対応

#### 3. 就労に向けた支援

---

##### 〈課題〉

- ・障がい特性に合わせた就労先・勤務形態を見つけるのに苦労する。
- ・職場で悩みを相談できる人がおらず、仕事が続かない。
- ・精神障がい者は福祉的就労に継続して通うのも難しい。
- ・難病の場合も就労に関する支援が必要である。
- ・企業に障がい特性を理解してもらうことも必要である。

- ・グレーゾーンの学生に対しても就労支援が行えるよう、障がい者の就労支援について、広く知ってもらえることが必要である。

#### 〈施策項目〉

- ・一般就労に向けた支援・定着支援
- ・福祉的就労の促進
- ・多様な働く機会の確保

### 4. 障がいのある子どもへの対応

---

#### 〈課題〉

- ・どこに相談したらよいか分からない人が多い。
- ・障がいのある子どもの早期発見や、その後のフォロー、結果などの情報を関係機関が共有しにくい。
- ・重度障がい児が就学前教育を受けられる環境があまり整っていない。
- ・就学前から小学校への情報連携、支援のつながりが円滑にできていない場合がある。
- ・事業所と学校が情報共有できる場がほとんどない。
- ・普通学校の通級学級に通学している人は、特別支援学校に通学している人に比べて、得られる情報が少ない。就労などにも苦勞している。
- ・重度心身障がい児向けの居場所（放課後デイなど）が少ない。
- ・障がいのある子どもやグレーゾーンの子どもへの対応として、背景分析も含め、学校、区役所、保健所などが連携した総合的な対応・役割分担ができる体制づくりが必要である。

#### 〈施策項目〉

- ・就学前の相談、支援体制の充実
- ・就学後の相談、支援体制の充実
- ・特別な支援が必要な子どもへの対応
- ・家族に対する支援
- ・関係機関の連携

### 5. 社会参加の機会促進

---

#### 〈課題〉

- ・子どもには放課後等デイサービスがあるが、作業所に通う人は作業所が終わった後に、余暇を過ごす居場所がない。
- ・障がい者同士が気兼ねなく余暇を楽しめる機会、情報交換する機会が少ない。
- ・地域の人と障がい者がお互いのことを知る機会・交流の場が少ない。
- ・手話に関する条例が施行されているが、手話が市民にとって身近になったとは言い難い。
- ・手話、要約筆記をより使えるようにできないか。

#### 〈施策項目〉

- ・余暇活動の推進
- ・文化芸術・スポーツ活動などの促進
- ・地域での交流促進
- ・情報アクセス・コミュニケーションの保障
- ・外出のための支援
- ・ユニバーサルデザインのまちづくり

## 6. 権利擁護・差別の解消

---

### <課題>

- ・障がい者差別解消に関する法律や相談窓口を知らない人が多い。
- ・ヘルプマーク・ヘルプカードのさらなる周知が必要。
- ・さまざまな障がいについて健常者にも理解してもらおう機会が必要である。

### <施策項目>

- ・啓発
- ・障がい者への差別解消
- ・障がい者への虐待防止
- ・成年後見制度の利用促進
- ・選挙における障がい者への配慮
- ・消費者としての障がい者への配慮

## 7. 人材の確保・育成、資源の確保

---

### <課題>

- ・いずれのサービスも介護人材が不足している。
- ・行政も、人によって判断が変わることも有り、知識・経験が不足している中で、研修の充実が必要である。
- ・障がい者本人が高齢化した場合や障がい者の家族に高齢者がいても、そうした事情を背景として分析したケアプランの作成ができる介護保険のケアマネジャーがいない。

### <施策項目>

- ・職員研修の充実
- ・ボランティアなどのさまざまな担い手の養成
- ・介護保険の知識と障がい者施策の知識の両方を併せ持つ人材育成
- ・共生型サービスへの参入促進

## 8. 包括的支援体制の構築

---

### 1 相談支援のネットワーク強化

- ・相談対応する人によって回答の差が生じている。知識を得る研修と、ノウハウの共有が必要。
- ・指定相談支援事業所が足りておらず、どこにあるか知らない人も居る。
- ・しっかりとしたアセスメントができていないと利用者が感じることもある。
- ・関係機関のコーディネートを期待したいのに、十分な対応ができていないと感じることもある。
- ・相談支援事業所も、支援計画を作成するための作業がかなり多く、丁寧な相談対応が難しい状況がある。
- ・すべての区において障害者支援センターが整備されることを受け、相談支援の質の向上に取り組むとともに、センター全体での情報共有などを進めていく。
- ・今後の障がい者施策の展開における、行政機関・相談窓口・障がい者サービス提供事業者等のネットワーク化の推進に際し、他都市の先進事例や本市の介護・医療分野における活用状況を

見定めながら、ICT 活用の方向性について検討を行う。

- ・関係機関との会議でも、WEB 会議などのツール、また研修でも e-ラーニングなどの手段を活用し、移動時間の短縮など参加しやすい環境整備を進める。

## 2 包括的な支援体制の構築

- ・介護と障がい相談が分かれており、高齢の親と障がいのある子どもの家族全体のケアができない。(再掲)
- ・知的障がいと身体障がい、精神障がい行政の窓口が分かれており相談しにくい。
- ・障がい児と障がい者行政の窓口が分かれており、相談事業所も分かれているため、ノウハウの蓄積や一体的な支援が難しい。
- ・障がいのある子どもやグレーゾーンの子どもの対応として、背景分析も含め、学校、区役所、保健所などが連携した総合的な対応・役割分担ができる体制づくりが必要である。(再掲)
- ・サービスの資源が限られている中で、福祉全体で資源を補い合える状況が求められる。
- ・令和2年6月に、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布された。この方向性を神戸市としても受けとめ、障がいのある方の地域生活支援拠点である障害者支援センターや相談支援を実施している障害者地域生活支援センターなどの資源を活用し、これまで障がい福祉サービス等につながっていなかった方をそれぞれの機関につなぐことができる体制構築を目指す。